平成２３年（フ）第３４号
静岡県駿東郡清水町八幡71番地の１　ヴァンヴェール71番館1201
破産者　廣瀬　文孝
１　決定年月日　平成23年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第７７号
滋賀県甲賀市水口町本町２丁目３番35号
破産者　中村　昌子
１　決定年月日　平成23年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５号
兵庫県丹波市春日町棚原1240番地
破産者　山本　幹雄
１　決定年月日　平成23年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
兵庫県加古川市尾上町養田1326番地の７
破産者　大下　　勉
１　決定年月日　平成23年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２００号
広島市西区草津梅が台７番６―405号
破産者　國川　倫子
１　決定年月日　平成23年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１５号
福岡市東区青葉２丁目２番43―202号、前住所福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番８―103号
破産者　浅海　正子
１　決定年月日　平成23年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７８号
札幌市中央区南15条西９丁目２番21号　ハイツ柏Ａ―102号
破産者　橋本　和馬
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６４４号
札幌市白石区北郷１条３丁目４番38号　田畑ハイツ201号
破産者　永井　公彦
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８０号
札幌市東区北37条東29丁目11番３号、開始決定時の住所函館市浜町629番地４
破産者　金澤　恭平
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２０年（フ）第３５９号
福島県伊達市舘ノ内37番地
破産者　片平　裕治
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第４３号
福島市小倉寺字町畑４番地の１、申立時の住所福島市飯野町青木字長畑10番地の１
破産者　小島　幸彦
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第４５号
福島市飯坂町字鍋沢４番地の１
破産者　中野　藤男
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第４６号
福島市飯坂町字東桜瀬４番地の39
破産者　柳沼　祐子（旧姓中野）
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第４７号
福島市飯坂町字鍋沢４番地の１
破産者　中野　敦子
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第５７号
福島市飯坂町湯野字暮坪41番地
破産者　村上　順一
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第５９号
福島県本宮市本宮字万世144番地　レジデンス万世104号
破産者　白井由美子（旧姓豊田）
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第６号
埼玉県さいたま市中央区上落合５丁目１番８号　グリーンハイツ北与野102号室、開始決定時の住所福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野618番地
破産者　中島　丈裕
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２８４３号
神奈川県愛甲郡愛川町春日台３丁目13番地の12、開始決定時の住所東京都町田市玉川学園３丁目６番30号　リヴレット玉川Ｄ―102
破産者　片山　直之
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８号
新潟県小千谷市大字小栗田1096番地８
破産者　山崎　義雄
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係